

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

一層の石綿飛散防止対策の強化のため、環境省中央環境審議会が環境大臣に対して、「今後の石綿飛散防止の在り方について」の答申がなされました。(2020年1月24日)

【答申の概要】

1 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止

1) いわゆる【**レベル3建材**】について、除去等作業時に適切に石綿の飛散を防止するため、同建材も特定建築材料に追加し、作業基準の策定、事前調査の実施等、【法の規制の対象】とする。

2 事前調査の信頼性の確保

1) 事前調査の方法を法令で定め、一定の知見を有する者が調査を行う。また、都道府県等が適切に調査が行われたか確認するため、受注者は調査の記録を保存する。
2) 都道府県等が解体等工事の現場を幅広く把握するため、労働安全衛生法と共通の電子システムにより、石綿含有建材の有無にかかわらず、受注者は一定規模等以上の工事の調査結果を報告する。

3 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

1) 一定の知見を有する者が取り残しがないことの確認を行う。
2) 都道府県等及び発注者が適切に除去等作業が行われたことを確認するため、受注者は作業の記録を保存し、発注者に作業結果の報告を行う。

4 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

1) 集じん・排気装置の排気口における粉じんの測定の頻度及び作業場所における負圧の状況の確認の頻度を増やす。

5 作業基準遵守の強化

1) 立法技術上の課題も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設を検討する。

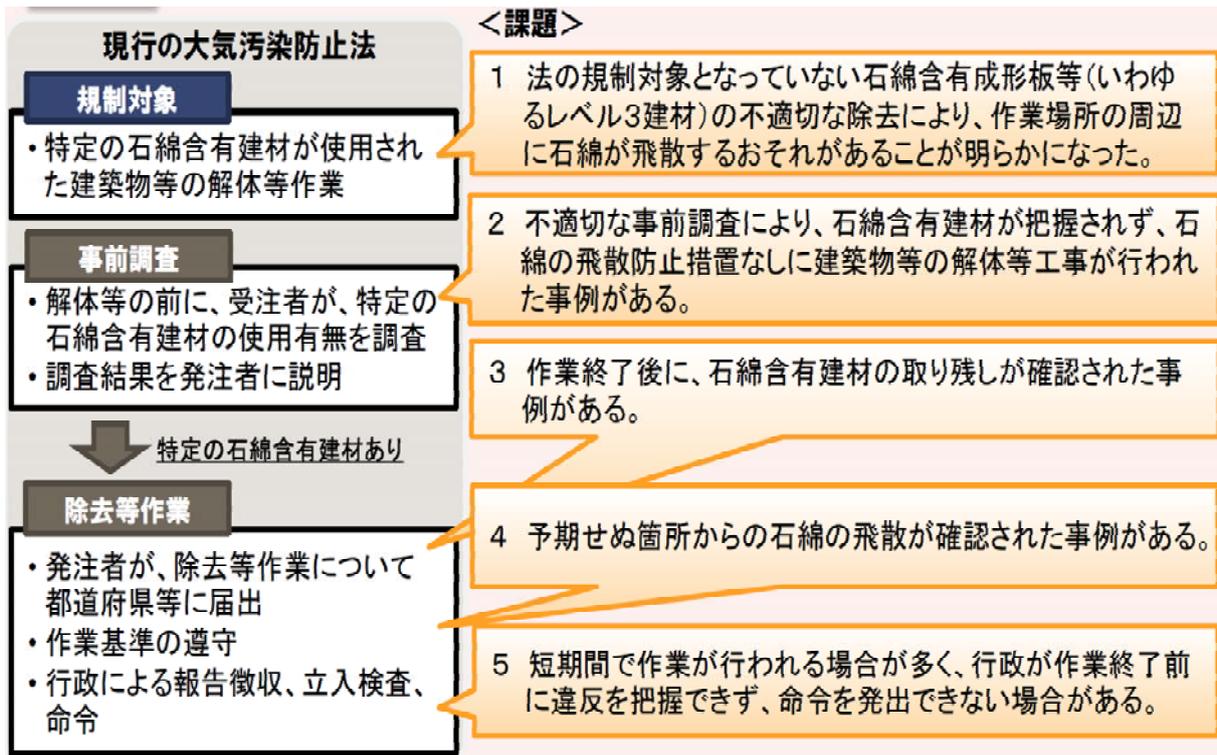
6 その他

1) 災害時における石綿の飛散防止を推進するため、国や都道府県等は、所有者等による通常使用時からの建築物等への石綿含有建材の使用の把握を後押しすること等に努める。
2) 国が業界団体等と連携し、発注者・受注者・建築物等の所有者等に対する更なる普及啓発に努める。

弊社では「建築物石綿含有調査者」が、石綿(アスベスト)含有の可能性のある「吹付け材」「保温材・耐火被覆材・断熱材」「成型板」等の分析調査を承ります。下記担当者までお気軽にご連絡下さい。

調査部 広瀬崇史、後藤 彰(建築物石綿含有調査者)
富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 背景



2. 主な法令によるアスベスト含有建材の名称と規制状況

法令	建材の種類		
	《レベル1》 ¹⁾ 石綿含有吹付け材 ①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(乾式) ③湿式石綿吹付け材(石綿含有吹付けロックウール(湿式)) ④石綿含有吹付けパーミキュライト ⑤石綿含有吹付けパーライト	《レベル2》 ¹⁾ 【石綿含有耐火被覆材】 ①耐火被覆板 ②けい酸カルシウム板第二種 【石綿含有断熱材】 ①屋根用折版裏石綿断熱材 ②煙突用石綿断熱材 【石綿含有保温材】 ①石綿保温材 ②けいそう土保温材 ③パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤不定形保温材(水練り保温材)	《レベル3》 ¹⁾ 【その他石綿含有成形板】 ①石綿スレート ②けい酸カルシウム板第一種 ③住宅屋根用化粧スレート ④押出成形セメント板 ⑤窯業系サイディング ⑥バルブセメント板 ⑦スラグせっこう板 ⑧フロー材 ⑨ロックウール吸音天井板 ⑩石膏板(ボード) ⑪石綿円筒 ⑫ビニル床タイル ⑬その他石綿含有成形板
建築基準法 (所管：国土交通省)	吹付け材の内、下記の2種類を規制 ・吹付けアスベスト ・アスベスト含有吹付けロックウール	規制対象外	規制対象外
労働安全衛生法 石綿障害予防規則 (所管：厚生労働省)	建築物等に吹き付けられた石綿等	石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等	石綿等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (所管：環境省)	廃石綿等 特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト)	廃石綿等 特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト)	石綿含有産業廃棄物 (非飛散性アスベスト)
大気汚染防止法 (所管：環境省)	特定建築材料	特定建築材料	規制対象外 ⇒今回の答申で規制対象へ

注1) 建設業労働災害防止協会の「建築物の解体等工事におけるアスベスト粉じんへのばく露防止マニュアル」では作業レベルとしてレベル1～3を分類しているが、便宜的に主な建材の区分としても使用されている。